

# 災害による家屋やその附帯施設、木戸道の崩土や 倒木の除去、応急処理の費用を支援します

## 制度名【奥出雲町土砂災害被災者支援金】

### ○制度の趣旨

土砂災害により被災された住家、その附帯施設及び日常生活上必要となる木戸道における土砂等の撤去、斜面崩壊の応急処理等をするために、建設事業者へ土砂撤去等を委託した場合、費用の一部を支援します。

### ○支援対象者

令和3年7月6日以降、豪雨、洪水及び地震により土砂災害、斜面崩壊が発生した家屋等の所有者又は管理者で土砂撤去等に要する経費を負担される者

なお、7月6日から8月19日の間で作業を完了されたもの、または、作業依頼中のものについても対象となります。

### ○対象費用

支援金の交付対象となる事業は以下のものとし、建設事業者へ委託する、又は、事業者から重機等を借上げて土砂撤去等を実施するものとする。

- ①土砂等の撤去（土砂が家屋等の敷地内に流入している場合に限る）
- ②家屋等に隣接する斜面崩壊の応急処理
- ③その他、町長が必要と認める復旧作業

※建設事業者は町内外を問いません。

※作業の委託先が決まっていない場合は、奥出雲町建設業協会から建設事業者の紹介を受けることができます。その際は、役場総務課 防災管財グループまでご相談ください。

## ○支援金額

対象費用の額の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てます)  
ただし、上限は50万円

## ○提出書類

- 1 土砂災害被災者支援金交付申請書
- 2 現場位置図(ゼンリン写し等)

## ○支援金の流れ

町に被害報告(電話連絡でも可):申請者

↓

現場確認 ※復旧作業前の現場を確認します:町

↓

支援金の可否判定:町

↓ (支援金対象の場合)

支援金交付申請ならびに建設業者へ復旧作業を委託:申請者

↓ (工事完了後)

支援金実績報告書の提出:申請者

↓ (交付決定通知後)

支援金請求書の提出:申請者

↓

支援金交付:町

### ○お問い合わせ先

奥出雲町役場

総務課 防災管財グループ

〒699-1511

奥出雲町三成358番地1

TEL 0854-54-2505 FAX 0854-54-1229